

令和7年度（2025年度）

監 査 報 告 書

財政援助団体等監査

熊本市監査委員

熊 監 発 第 0 0 0 1 9 8 号
令和8年（2026年）1月16日

熊本市監査委員 落 水 清 弘

熊本市監査委員 西 岡 誠 也

熊本市監査委員 村 上 和 美

熊本市監査委員 高 島 剛 一

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年度（2025年度）の財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。

目 次

公の施設の指定管理者監査

| | | |
|----|------------------|----|
| 第1 | 監査の基準 | 3 |
| 第2 | 監査の種類 | 3 |
| 第3 | 監査の対象 | 3 |
| 第4 | 監査の着眼点 | 3 |
| 第5 | 監査の主な実施内容 | 4 |
| 第6 | 監査の実施場所及び日程 | 4 |
| 1 | 監査の実施場所 | 4 |
| 2 | 監査の日程 | 4 |
| 第7 | 管理施設の概要等及び監査の結果 | 5 |
| 1 | 熊本市民会館 | 5 |
| 2 | 熊本市城南B&G海洋センター | 9 |
| 3 | 植木中央公園運動施設 | 16 |
| 4 | 熊本市障がい者福祉センター希望荘 | 18 |
| 5 | 熊本市東部在宅福祉センター | 21 |
| 6 | 熊本市東老人福祉センター | 24 |
| 7 | 白川公園 | 27 |
| 8 | 熊本市中央公民館 | 29 |
| 9 | 熊本市川尻公会堂 | 33 |

(関係条文)

・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

・ 同法第199条第9項

監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

・ 同法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

公の施設の指定管理者監査

第1 監査の基準

この監査は、熊本市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

第3 監査の対象

令和6年度（2024年度）において、市が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち、次の団体を抽出し、管理業務に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

| | 公の施設の名称 | 指定管理者 | 所管の局部課 |
|---|----------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 1 | 熊本市市民会館 | 一般財団法人熊本市文化スポーツ財団 | 文化市民局 文化創造部 文化政策課 |
| 2 | 熊本市城南B & G海洋センター | 一般財団法人熊本市文化スポーツ財団 | 経済観光局 スポーツ・イベント部 スポーツ振興課 |
| 3 | 植木中央公園運動施設 | 一般財団法人熊本市文化スポーツ財団 | 経済観光局 スポーツ・イベント部 スポーツ振興課 |
| 4 | 熊本市障がい者福祉センター 希望荘 | 社会福祉法人熊本市社会福祉事業団 | 健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課 |
| 5 | 熊本市東部在宅福祉センター | 東部福祉センター 管理運営共同企業体 | 健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課 |
| 6 | 熊本市東老人福祉センター | 東部福祉センター 管理運営共同企業体 | 健康福祉局 高齢者支援部 高齢福祉課 |
| 7 | 白川公園 | 白川公園複合施設 管理運営共同企業体 | 中央区役所 区民部 中央区まちづくりセンター |
| 8 | 熊本市中央公民館 | 白川公園複合施設 管理運営共同企業体 | 中央区役所 区民部 中央区まちづくりセンター |
| 9 | 熊本市川尻公会堂 | 熊本市川尻公会堂 運営委員会 | 南区役所 区民部 南部まちづくりセンター |

第4 監査の着眼点

公の施設の管理運営は、管理を行わせている趣旨に沿って、適切に行われているか。管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。指定管理業務に対する指導監督は、適切に行われているかを着眼点として実施した。

第5 監査の主な実施内容

当該施設の業務に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 監査の実施場所

対象施設、所管課及び監査事務局

2 監査の日程

| | |
|------------------|---------------------------|
| 熊本市市民会館 | 令和7年（2025年）8月13日から同月15日まで |
| 熊本市城南B & G海洋センター | 令和7年（2025年）7月15日から同月30日まで |
| 植木中央公園運動施設 | 令和7年（2025年）7月17日から同月30日まで |
| 熊本市障がい者福祉センター希望荘 | 令和7年（2025年）8月27日から同月29日まで |
| 熊本市東部在宅福祉センター | 令和7年（2025年）9月29日から10月1日まで |
| 熊本市東老人福祉センター | 令和7年（2025年）9月29日から10月1日まで |
| 白川公園 | 令和7年（2025年）9月17日から同月19日まで |
| 熊本市中央公民館 | 令和7年（2025年）9月17日から同月19日まで |
| 熊本市川尻公会堂 | 令和7年（2025年）9月10日から同月11日まで |

第7 管理施設の概要等及び監査の結果

1 熊本市民会館

(1) 指定の期間

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

(2) 指定管理料

指定管理期間契約総額 683,980,000円

令和6年度（2024年度）支払総額 136,796,000円

(3) 施設の概要

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市中央区桜町1番3号

敷地面積 6,649㎡

建物概要 構造 (ホール棟) 鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上4階
(会議棟) 鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上2階

建築面積 4,417㎡

建築延面積 9,197㎡

施設概要 大ホール（定員1,591人 1階819席、車椅子席6席、2階760席、
車椅子席6席）

大会議室（定員252人）

展示ロビー 140㎡

小会議室 第1・2・3・4・5・8会議室（定員20人）

中会議室 第6・7・9会議室（定員40人）

和室 第10会議室（定員20人）

食堂 (※1)

喫茶室 (※1)

(※1) は行政財産目的外使用の対象

イ 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日 (ア) 毎月第1及び第3月曜日

当該月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(イ) 12月29日から翌年1月3日まで

(ウ) 市長が必要と認めるとき

ウ 利用料金

熊本市民会館条例(昭和42年条例第33号)及び熊本市民会館条例施行規則(昭和42年規則第40号)に基づき指定管理者が定める料金

(4) 施設の利用状況

令和6年度(2024年度)の施設の利用状況は次のとおりである。

令和6年度(2024年度)施設利用状況

| 項目 | 利用可能日数 (日) | 利用日数 (日) | 利用者(人) | 利用率(%) |
|------------------|---------------|-------------|---------|--------|
| 大ホール | 323 | 211 | 161,733 | 65.33 |
| 大会議室 | 323 | 283 | 34,291 | 87.62 |
| 中小会議室 | 3,330 | 2,680 | 89,000 | 80.48 |
| 展示ロビー | 333 | 72 | 3,600 | 21.62 |
| その他(下見・ 打合せ等) | — | — | 26,066 | — |
| 合計 | — | — | 314,690 | — |

(5) 経営成績

令和6年度（2024年度）の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）管理経費の収支報告書

（税込、単位：円）

| 項目 | 金額 | 説明 |
|----------------|-------------|--------------------------|
| 収入合計 (A) | 223,011,875 | |
| 指定管理料 | 136,796,000 | |
| 利用料金 | 80,984,676 | 大ホール使用料他 |
| 参加費 | 1,621,000 | 市指定事業、自主事業の講座受講料 |
| その他 | 3,610,199 | チケット販売手数料、共益費他 |
| 支出合計 (B) | 238,940,679 | |
| 人件費 | 72,411,881 | 職員給料他 |
| 管理費 | 134,573,079 | 施設管理委託費、燃料光熱水費、修繕費他 |
| 事業費 | 18,767,575 | 事業委託費、邦楽祭実行委員会への負担金、諸謝金他 |
| 事務費 | 3,382,244 | 通信運搬費、消耗品費、手数料他 |
| 一般管理費 | 3,960,000 | 本部経費 |
| 消費税 (未払消費税) | 5,845,900 | |
| 収支 (A) - (B) | △15,928,804 | |

管理運営における収入額合計は223,011,875円であり、主な収入は、市からの委託料である指定管理料136,796,000円、利用料金80,984,676円となっている。

支出額合計は238,940,679円であり、主な支出は、人件費72,411,881円、業務委託費等の管理費134,573,079円、自主事業の講座等の事業費18,767,575円、一般需用費等の事務費3,382,244円となっている。

以上の結果、収入から支出を差し引いた収支差額は△15,928,804円となっている。

(6) 監査の結果

熊本市民会館の管理運営に関する決算係数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その係数はおおむね正確であると認められ、熊本市民会館の管理

運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営が実施されていた。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】 不適切な一般管理費の計上について

指定管理者の本部においては、指定管理施設である熊本市民会館の人事管理、経理システムの運用、各種契約事務等が行われていることから、これらの経費を一般管理費として施設管理運営費に計上することが認められており、令和6年度（2024年度）熊本市民会館管理運営費決算である収支報告には一般管理費396万円が計上されている。

しかし、これは令和4年度（2022年度）の指定管理者選定の際に市へ提出された収支予算と同額の一般管理費を計上したものであった。当時の一般管理費は比率を乗じて算出されたもの等ではなく、単に事業予算の収支均衡を図るために支出に加えられた金額であったため、令和6年度（2024年度）決算の一般管理費も積算根拠のない不適切なものと言える。

指定管理者は、合理的な根拠に基づく適正な額を一般管理費として収支報告書に記載されたい。

所管課は、提出された収支報告書の内容を十分に確認し、正確な施設管理運営状況の公表に努められたい。

【意見】 合理的な根拠を有する一般管理費について

制度所管課：資産マネジメント課

市の指定管理者制度運用マニュアルに指定管理料の算定方法が記載されており、施設の管理運営に係る直接業務費以外で本部機能の維持に係る経費は、一般管理費として指定管理料の積算に盛り込むこととされている。具体的には、人件費に一般管理費率（1,000万円まで5%、1億円まで4.5%、2億円まで4%、2億円超3.5%）を乗じて積み上げた額とされている。このように、発注者が、標準化された算定方法を用いることは、指定管理料の透明性や公平性の確保に繋がるものとして有効である。

一方、同マニュアルには、決算である収支報告に一般管理費をどのように計上すべきか記載されていない。収支報告書は、施設経営の安定性を確認するほか、将来の指定管理料の算定や施設使用料の見直し等の上で極めて重要な資料であることから、計上される一般管理費は、実支出に基づく合理的な根拠を有する必要がある。

したがって、制度所管課は、合理的な根拠を有する事例を挙げつつ、収支報告における一般管理費の計上方法を示されたい。

2 熊本市城南B & G海洋センター

(1) 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日

(2) 指定管理料

指定管理期間契約総額 6,093,987,812円（10施設分）

令和6年度（2024年度）支払総額 1,218,797,812円（10施設分）

(3) 施設の概要

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市南区城南町舞原134番地1

管理面積 12,000㎡

建物概要 構造 鉄筋コンクリート造2階建
(プール屋根のみ鉄骨造)

延床面積 1,844.62㎡

施設概要 体育館 小体育館456.3㎡（29.25m×15.6m）、
ミーティングルーム、管理室

プール 競泳プール（25m×13m、6コース）
幼児用プール（6m×10m）

駐車・駐輪場 自動車73台（障がい者用2台含む）
自転車・バイク50台

その他 倉庫

イ 供用日及び供用時間

供用日 1月4日から12月28日まで

供用時間 午前9時から午後10時まで

プール 5月1日から9月30日まで

午前10時から午後9時まで

※市長が必要と認めるときは供用時間を変更することができる。

(4) 施設の利用状況

令和6年度（2024年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）施設利用状況

| 項目 | 利用者数（人） |
|-----|---------|
| 体育館 | 4,829 |
| プール | 12,828 |
| 会議室 | 407 |
| その他 | 368 |
| 合計 | 18,432 |

(5) 監査の結果

熊本市城南B&G海洋センターの管理運営に関する決算係数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その係数はおおむね正確であると認められ、熊本市社会体育施設の管理運営に関する協定書に基づき目的に沿った管理運営が実施されていた。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】施設修繕及び物品購入に係る不適切な事務処理について

熊本市城南B&G海洋センターを含む10件の社会体育施設の管理運営は、一括して同じ指定管理者に委ねられている。その1つである熊本市総合屋内プールが改修工事により令和6年（2024年）8月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間を休館とするため、燃料光熱水費などの施設管理運営費の一部が不用となった。そこで、令和7年（2025年）1月、所管課と指定管理者が協議し、この不用額を財源として、次のとおり指定管理料に修繕費及び物品購入費38,118,009円を追加することとした。

修繕費及び物品購入費の追加事項

| 番号 | 施設名 | 事項 | 修繕 物品 | 予定額 (円) | 契約日 | 完了日 |
|----|-----------------|---------------------|----------|------------|---------|-----|
| 1 | 総合 屋内 プール | コジェネ発電機充電器取替修繕 | ○ | 704,000 | R7/3/21 | |
| 2 | | サブプールろ過機4番エアバルブ | ○ | 546,700 | R7/3/21 | |
| 3 | | サブプールろ過機5番エアバルブ | ○ | 546,700 | R7/3/21 | |
| 4 | | 冷凍機1号機シーケンサーCPU取替修繕 | ○ | 429,000 | R7/3/21 | |
| 5 | 総合 体育館 | 中体育室器具庫天井漏水 | ○ | 1,408,000 | R7/3/21 | |
| 6 | | プール更衣室ファンコイルユニット交換 | ○ | 995,665 | R7/3/25 | |

| | | | | | | | |
|-----|----------------------|-----------------------|---|---|------------|---------|---------|
| 7 | 総合 体育館 | 第2会議室ファンコ イルユニット交換 | ○ | | 3,883,484 | R7/3/25 | |
| 8 | | コントロール室無停 電電源装置取替 | ○ | | 948,200 | R7/3/25 | |
| 9 | | プール更衣室パワー ヒーター取替 | ○ | | 473,000 | R7/3/20 | R7/5/27 |
| 10 | | ボイラー室圧力計交 換 | ○ | | 416,240 | R7/3/25 | |
| 11 | | 音楽室 ドラムセッ ト更新 | | ○ | 543,950 | R7/3/20 | R7/5/31 |
| 12 | | トレーニング室トレ ッドミル更新 | | ○ | 1,108,800 | R7/3/26 | R7/5/20 |
| 13 | | 排煙窓不良 | ○ | | 2,420,000 | R7/3/25 | |
| 14 | | 3階プール室非常用 照明不点灯 | ○ | | 1,463,000 | R7/3/20 | R7/5/27 |
| 15 | 田迎公園 運動施設 | 監視カメラ機器更新 (体育室) | ○ | | 1,450,130 | R7/3/25 | |
| 16 | | 監視カメラ機器更新 (プール) | ○ | | 1,239,920 | R7/3/25 | |
| 17 | | ジョギングコースの 凸凹修繕 | ○ | | 1,078,000 | R7/3/21 | R7/5/31 |
| 18 | | 屋内消火栓設備劣化 部分修繕 | ○ | | 660,000 | R7/3/25 | |
| 19 | | スポーツトラクター | | ○ | 2,225,300 | R7/3/25 | R7/6/26 |
| 20 | | 排煙窓不良 | ○ | | 275,000 | R7/3/25 | |
| 21 | 託麻 スポーツ センター | 監視カメラ及びモニ ター等更新 | ○ | | 1,695,320 | R7/3/25 | R7/4/15 |
| 22 | 水前寺野 球場・競技 場 | 自家発電設備起動用 蓄電池取替 | ○ | | 698,500 | R7/3/25 | R7/5/26 |
| 23 | | 樹木伐採 | ○ | | 1,320,000 | R7/3/28 | R7/5/31 |
| 24 | | 野球場倉庫雨漏り | ○ | | 297,000 | R7/3/25 | R7/4/5 |
| 25 | | 排煙窓不良 | ○ | | 143,000 | R7/3/25 | R7/4/15 |
| 26 | 南部総合 スポーツ センター | 屋外 WC 洋式化 | ○ | | 399,355 | R7/3/25 | R7/6/1 |
| 27 | | グラウンド改修 | ○ | | 957,000 | R7/3/25 | R7/6/1 |
| 28 | | スポーツトラクター | | ○ | 2,225,300 | R7/3/25 | R7/6/26 |
| 29 | | 弓道場カメラ配線引 き直し | ○ | | 1,352,445 | R7/3/25 | R7/6/16 |
| 30 | | 排煙窓不良 | ○ | | 1,100,000 | R7/3/25 | R7/6/1 |
| 31 | | 指導員室非常呼出ボ タン動作不良 | ○ | | 907,500 | R7/3/25 | |
| 32 | 城南総合 スポーツ センター | 空調設備インバータ 修繕 | ○ | | 1,650,000 | R7/3/31 | |
| 33 | | 太陽光パワーコンデ ィションナー取替 | ○ | | 1,298,000 | R7/3/31 | R7/7/7 |
| 34 | 城南B&G 海洋 センター | 廊下改修工事 | ○ | | 553,300 | R7/3/31 | R7/4/16 |
| 35 | | プールロボット | | ○ | 706,200 | R7/3/26 | R7/5/20 |
| 合 計 | | | | | 38,118,009 | | |

本件の問題点は次のとおりである。

ア 協定が変更されていないこと

熊本市社会体育施設の管理運営に関する協定（以下「協定」という。）において50万円以下の修繕は指定管理者が行うこととされ、また、車両等を購入する経費は当初の指定管理料に算入されていなかった。そこで、所管課長との協議により、指定管理者が行う修繕の額を大幅に引き上げるとともに、当初の予定になかった物品を購入することとした。

指定管理料の支払総額に増減がない場合であっても、所管課長と指定管理者との協議によって、当初予定されていた業務内容が大きく変更されたことは適切でない。正当な決裁権者による協定変更の手続が必要であった。

イ 修繕及び物品購入の完了前に指定管理料が支払われたこと

令和6年度（2024年度）の管理運営業務が完了したとして、追加分の修繕費及び物品購入費を含む指定管理料の全額が令和7年（2025年）5月7日までに支払われていた。ところが、城南B&G海洋センターのプールロボットは令和7年（2025年）5月20日に納品されるなど、追加分の修繕等の全件（35件、総額38,118,009円）が令和7年（2025年）3月31日までに完了しておらず、実地監査日（令和7年（2025年）7月29日）においても一部（16件、18,480,539円）が継続中であった。

業務完了を十分に確認せず、修繕及び物品購入の完了前に指定管理料の全額が支払われたことは不適切である。さらに、令和6年度（2024年度）予算は、会計年度独立の原則によって、予算の繰越が行われない限り、令和7年（2025年）3月31日までに完了していない業務に充てることができないことから、この点も不適切であった。

ウ 修繕費が精算されていないこと

協定により修繕費は実績に応じて精算することとされているが、追加された修繕費等が未執行であったにもかかわらず、精算されないまま全額が支払われた。

エ 指定管理の期間を超えて使用される物品が購入されていること

協定により指定管理料で購入された物品は指定管理者の所有となるが、プールロボットやスポーツトラクターなど、指定管理期間を超えて使用が見込まれる物品が購入されていた。

- ・ 指定管理期間 令和6年（2024年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日
（購入後の指定管理期間は約4年）

・減価償却期間

プールロボット（器具・備品）5年

スポーツトラクター（機械装置）7年

オ 次のとおり、指定管理者の経理規程等に基づく契約手続、物品管理に不備があったこと

(ア) 競争入札に付すべきところを随意契約とされていたもの

経理規程には、予定価格が250万円を超える工事請負、160万円を超える財産の買入れ、100万円を超える委託等の契約に当たっては、指名競争入札に付することが定められている。しかし、次の契約は、正当な理由がないまま、緊急の必要により競争入札に付することができないとして、随意契約が行われていた。

| | | |
|------------------|-----------------------|------------|
| 総合体育館 | 第2会議室 ファンコイルユニット交換 | 3,883,484円 |
| 田迎公園運動施設 | スポーツトラクター購入 | 2,225,300円 |
| 南部総合 スポーツセンター | スポーツトラクター購入 | 2,225,300円 |
| 水前寺野球場競技場 | 樹木伐採 | 1,320,000円 |

(イ) 1人の見積書に基づき契約されていたもの

経理規程に基づき複数の見積書を徴取すべきところ、見積書を徴取する時間がないことを理由として、1人の見積書によって契約されていた。

| | | |
|------------------|-------------|------------|
| 総合体育館 | 音楽室ドラムセット更新 | 543,950円 |
| 田迎公園運動施設 | スポーツトラクター購入 | 2,225,300円 |
| 南部総合 スポーツセンター | スポーツトラクター購入 | 2,225,300円 |
| 水前寺野球場競技場 | 樹木伐採 | 1,320,000円 |
| | 野球場倉庫雨漏り | 297,000円 |
| | 排煙窓不良 | 143,000円 |

(ウ) 1件の契約とすべきものを分割して契約されていたもの

令和6年度（2024年度）の管理規程においては、100万円未満の契約は施設長が、200万円未満の契約は課長が決裁することと定められている。施設長または課長による決裁とすることを意図して、1件の契約とすべきと思われるものが分割して契約されていた。

| | | |
|----------|-----------------|------------|
| 総合屋内プール | サブプールろ過機4番エアバルブ | 546,700円 |
| | サブプールろ過機5番エアバルブ | 546,700円 |
| 田迎公園運動施設 | 監視カメラ機器更新(体育室) | 1,450,130円 |
| | 監視カメラ機器更新(プール) | 1,239,920円 |

特にスポーツトラクターの購入については、競争入札に付さず、1人の見積書をもって契約相手及び価格が決定されており、固定資産台帳への記載もされていなかった。契約事務、購入後の管理において極めて不適切であった。

本件の不適切な事務処理が発生した要因として、次の点が挙げられる。

ア 計画性の欠如

改修工事によって施設管理運営費の一部が不用となることが容易に予測される中、令和7年(2025年)1月に所管課と指定管理者間で修繕及び物品購入を追加する協議が行われ、不用額の使途が決定された。予算執行の準備が不十分であったため、発注が遅れ、令和7年(2025年)3月末までに完了できなかったものである。

イ 業務知識の不足

協定変更の必要性、予算執行の期限等、検討すべき事項を十分に検討せず、事務を進めるなど、指定管理業務を担ううえで必要な知識が不足している。さらに、修繕費の精算、購入物品の帰属等、協定に定められた事項が理解されていなかった。

ウ 低いコンプライアンス意識

競争入札の回避、1人からの見積書徴取、分割発注による決裁手続の簡略化、固定資産台帳への記載漏れなど、指定管理者の規程に違反する事例が多数見られた。内部の規程より緊急性が優先され、必要な事務手続が軽視された。

所管課及び指定管理者は、これらの点を踏まえ、不適切な事務の再発防止に向けて真摯に取り組まれない。

【意見】 指定管理者が支出すべきでない経費について

制度所管課：資産マネジメント課

市の指定管理者制度運用マニュアルに仕様書の標準例が示されており、指定管理料で購入した物品は指定管理者の所有とされている。したがって、施設の管理運営に必要な物品であって指定管理期間を超えて使用できるものは、指定管理者が購入すべきではない。指定管理者が購入する物品の種類、価格等の基準を設けられたい。

また、このマニュアルにおいて、1件20万円以下の施設又は設備の維持・修繕（以下「小規模修繕」という。）は指定管理者が実施し、小規模修繕に該当しない場合は原則として市が実施するとされている。その理由として、計画的な建築物の保全、専門部署の技術的関与、適正な契約の実施等が挙げられることから、この原則が安易に市と指定管理者の協議によって変更されることのないよう注意を促されたい。

3 植木中央公園運動施設

(1) 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日

(2) 指定管理料

指定管理期間契約総額 6,093,987,812円（10施設分）

令和6年度（2024年度）支払総額 1,218,797,812円（10施設分）

(3) 施設の概要

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市北区植木町岩野相田原285番35

管理面積 72,000㎡

建物概要 構造 鉄筋コンクリート、地上2階建

延床面積 4,164.64㎡

施設概要 体育館 1,665㎡（45m×37m）、観客席 506席

多目的ルーム 会議室、ダンススタジオなど

運動広場 8,400㎡（120m×70m）、サッカー1面

テニスコート 12面

公園施設 芝生広場、エントランス芝生広場、遊具広場
屋外トイレ1箇所（男、女、多目的）
ジョギングコース

クラブハウス（管理棟） 受付、事務所、休憩室

駐車・駐輪場 自動車190台（障がい者用5台含）

自転車・バイク120台

イ 供用日及び供用時間

供用日 体育館 1月4日から12月28日まで

運動広場 1月4日から12月28日まで

テニスコート 1月4日から12月28日まで

供用時間 体育館 午前9時から午後10時まで

運動広場、テニスコートの供用時間は下記のとおり。

| 区分 | | 供用時間 |
|--------|------------------|--------------|
| 運動広場 | 3月1日から4月30日まで | 午前6時から午後6時まで |
| | 5月1日から9月15日まで | 午前6時から午後7時まで |
| | 9月16日から10月15日まで | 午前6時から午後6時まで |
| | 10月16日から翌年2月末日まで | 午前7時から午後5時まで |
| テニスコート | 3月1日から4月30日まで | 午前9時から午後6時まで |
| | 5月1日から9月15日まで | 午前9時から午後7時まで |
| | 9月16日から10月15日まで | 午前9時から午後6時まで |
| | 10月16日から翌年2月末日まで | 午前9時から午後5時まで |

※市長が必要と認めるときは供用時間を変更することができる。

※テニスコートにおいて夜間照明設備を使用する場合は、午後10時まで使用することができる。

(4) 施設の利用状況

令和6年度（2024年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）施設利用状況

| 項目 | 利用者数（人） |
|-------------------------------|---------|
| 体育館 | 42,498 |
| 多目的室 | 5,533 |
| テニスコート | 17,950 |
| エントランス広場 | 11,933 |
| 芝生広場 | 52,389 |
| 運動広場 | 2,611 |
| 屋外開放施設 (遊具広場、ジョギングコース利用者等) | 52,687 |
| 合計 | 185,601 |

(5) 監査の結果

植木中央公園運動施設の管理運営に関する決算係数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その係数はおおむね正確であると認められ、熊本市社会体育施設の管理運営に関する協定書に基づき目的に沿った管理運営が実施されていた。

4 熊本市障がい者福祉センター希望荘

(1) 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日

(2) 指定管理料

指定管理期間契約総額 401,995,000円

令和6年度（2024年度）支払総額 80,399,000円

(3) 施設の概要

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市中央区大江5丁目1番15号

敷地面積 1,159.68㎡

建物概要 建築面積 806.88㎡

建築延床面積 1,923.62㎡

管理棟

鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 1,232.23㎡

地域活動支援センター棟

鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 691.39㎡

施設概要 大ホール

会議室A・B

料理実習室

和室研修室A・B

音楽室

プレイルーム

付帯施設 敷地内駐車場 7台

敷地外駐車場 56台

その他 送迎用車両 3台

福祉バス 1台

イ 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後5時（条例第3条第2項各号に掲げる事業の用に供する希望荘の施設等にあつては、午後6時）まで

休館日 (ア) 火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

(エ) 市長が必要と認めるとき

(4) 施設の利用状況

令和6年度（2024年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）施設利用状況

| 項目 | 利用者数（人） |
|------------|---------|
| 地域活動支援センター | 3,539 |
| 大ホール | 4,592 |
| 会議室A・B | 2,778 |
| 料理実習室 | 458 |
| 和室研修室A・B | 1,151 |
| 音楽室 | 399 |
| パソコン室 | 420 |
| プレイルーム | 1,702 |
| 憩いの間 | 2,752 |
| 福祉バス | 1,605 |
| 合計 | 19,396 |

(5) 経営成績

令和6年度（2024年度）の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）管理経費の収支報告書

（税抜、単位：円）

| 項目 | 金額 | 説明 |
|--------------|------------|---------------------|
| 収入合計 (A) | 80,425,750 | |
| 指定管理料 | 80,399,000 | |
| その他の事業収入 | 10,550 | 創作活動材料代 |
| 雑収入 | 16,200 | 他施設利用時入浴料 |
| 支出合計 (B) | 75,867,062 | |
| 人件費 | 48,115,161 | 職員・非常勤職員給料 退職給付他 |
| 事業費 | 11,335,532 | 水道光熱費、車両費 教育指導費他 |
| 事務費 | 8,794,369 | 業務委託費、保守料 修繕費他 |
| 拠点区分間繰出金 | 7,622,000 | |
| 収支 (A) - (B) | 4,558,688 | |

管理運営における収入額合計は80,425,750円であり、指定管理料80,399,000円が主な収入となっている。

支出額合計は75,867,062円であり、主な支出は人件費48,115,161円、水道光熱費や車両費等の事業費11,335,532円、業務委託費や保守料の事務費8,794,369円、拠点区分間繰出金7,622,000円となっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は4,558,688円となっている。

(6) 監査の結果

熊本市障がい者福祉センター希望荘の管理運営に関する決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その係数は正確であると認められ、熊本市障害者福祉センター希望荘の管理運営に関する協定書に基づき目的に沿った管理運営が実施されていた。

5 熊本市東部在宅福祉センター

(1) 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

(2) 指定管理料

指定管理期間契約総額 50,177,110円

令和6年度（2024年度）支払総額 16,649,110円

(3) 施設の概要

※合築のため東部在宅福祉センターと東老人福祉センターを併せて記載。

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市東区健軍本町31番20号

敷地面積 1,394.69㎡

建物概要 構造 鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積 801.70㎡

施設概要 熊本市東部在宅福祉センター専用部分

会議室

調理室

多目的ホール

相談室

浴室・脱衣室（不使用）

熊本市東老人福祉センター専用部分

和室1・2

集会室

浴室・脱衣所男女各1

東部在宅福祉センター・東老人福祉センター共用部分

事務室

休憩室・相談室

駐車場 12台 他

イ 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日 (ア) 日曜日

(イ) 12月28日から翌年1月4日まで

(ウ) 市長が必要と認めるとき

ウ 利用料金

熊本市在宅福祉センター条例（平成4年条例第55号）及び熊本市在宅福祉センター条例施行規則（平成5年規則第43号）に基づき指定管理者が定める料金

(4) 施設の利用状況

令和6年度（2024年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）施設利用状況

| 項目 | 件数 | 利用者数（人） |
|--------|-----|---------|
| 多目的ホール | 274 | 5,487 |
| 会議室 | 89 | 610 |
| 調理室 | 16 | 176 |
| 代替施設 | — | 908 |
| 合計 | 379 | 7,181 |

※令和6年（2024年）10月1日から令和7年（2025年）1月31日まで空調工事による休館のため、代替施設利用。

(5) 経営成績

令和6年度（2024年度）の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）管理経費の収支報告書

（税込、単位：円）

| 項目 | 金額 | 説明 |
|-------------|------------|-----------------|
| 収入合計（A） | 19,663,422 | |
| 指定管理料 | 16,649,110 | |
| 利用料金 | 373,600 | |
| 参加費 | 2,638,500 | |
| その他 | 2,212 | コピー代・電話代・受取利息 |
| 支出合計（B） | 19,617,281 | |
| 人件費 | 10,850,888 | 職員給料・福利厚生費・交通費他 |
| 管理費 | 3,636,970 | 光熱水費・役務費・委託費他 |
| 事業費 | 1,798,742 | 報償費・広報費他 |
| 事務費 | 2,832,137 | 消耗品費・顧問料・事務用品費他 |
| 一般管理費 | 498,544 | |
| 収支（A） - （B） | 46,141 | |

管理運営における収入額合計は19,663,422円であり、指定管理料16,649,110円が主な収入となっている。

支出額合計は19,617,281円であり、主な支出は人件費10,850,888円、管理費3,636,970円、事業費1,798,742円、事務費2,832,137円、一般管理費498,544円となっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は46,141円となっている。

(6) 監査の結果

熊本市東部在宅福祉センターの管理運営に関する決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められ、熊本市東部在宅福祉センター及び熊本市東老人福祉センターの管理運営に関する協定書に基づき目的に沿った管理運営が実施されていた。

6 熊本市東老人福祉センター

(1) 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

(2) 指定管理料

指定管理期間契約総額 25,028,548円

令和6年度（2024年度）支払総額 8,238,148円

(3) 施設の概要

※合築のため東部在宅福祉センターと東老人福祉センターを併せて記載

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市東区健軍本町31番20号

敷地面積 1,394.69㎡

建物概要 構造 鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積 801.70㎡

施設概要 熊本市東部在宅福祉センター専用部分

会議室

調理室

多目的ホール

相談室

浴室・脱衣室（不使用）

熊本市東老人福祉センター専用部分

和室1・2

集会室

浴室・脱衣所男女各1

東部在宅福祉センター・東老人福祉センター共用部分

事務室

休憩室・相談室

駐車場 12台 他

イ 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 (ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(ウ) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

(エ) 市長が必要と認めるとき

(4) 施設の利用状況

令和6年度（2024年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）施設利用状況

| 項目 | 合計（年間） | 月平均 |
|-----------|----------|---------|
| 浴室稼働日数（日） | 93日 | 12日 |
| 浴室利用人数（人） | 1,619人 | 202人 |
| 入浴料（円） | 161,900円 | 20,238円 |

※令和6年（2024年）10月1日から令和7年（2025年）1月31日まで空調工事のため休館。

(5) 経営成績

令和6年度（2024年度）の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）管理経費の収支報告書

（税込、単位：円）

| 項目 | 金額 | 説明 |
|--------------|-----------|-----------------|
| 収入合計 (A) | 8,238,230 | |
| 指定管理料 | 8,238,148 | |
| その他 | 82 | 受取利息 |
| 支出合計 (B) | 8,198,487 | |
| 人件費 | 5,107,413 | 職員給料・福利厚生費・交通費他 |
| 管理費 | 1,593,185 | 光熱水費・役務費・業務委託費他 |
| 事業費 | 512,140 | 報償費・広報費他 |
| 事務費 | 717,303 | 消耗品費・顧問料・事務用品費他 |
| 一般管理費 | 268,446 | |
| 収支 (A) - (B) | 39,743 | |

管理運営における収入額合計は8,238,230円であり、指定管理料8,238,148円が主な収入となっている。

支出額合計は8,198,487円であり、主な支出は人件費5,107,413円、光熱水費や役務費等の管理費1,593,185円、事業費512,140円、事務費717,303円、一般管理費268,446円となっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は39,743円となっている。

(6) 監査の結果

熊本市東老人福祉センターの管理運営に関する決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められ、熊本市東部在宅福祉センター及び熊本市東老人福祉センターの管理運営に関する協定書に基づき目的に沿った管理運営が実施されていた。

7 白川公園

(1) 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日

(2) 指定管理料（熊本市中央公民館分を含む。）

指定管理期間契約総額 523,380,000円

令和6年度（2024年度）支払総額 104,676,000円

(3) 施設の概要

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市中央区草葉町5番1号

敷地面積 19,988㎡（熊本市中央公民館敷地面積を含む）

施設概要 白川公園茶室 433.768㎡（不言居・山雲軒・海月庵）

美粧化トイレ 1箇所

東屋 1箇所

ベンチ 22箇所

その他 植樹柵、花壇工、縁台

イ 供用日及び供用時間

供用日 1月4日から12月28日まで

供用時間 午前8時30分から午後5時まで

※市長が必要と認めるときは供用時間を変更することができる。

(4) 施設の利用状況

令和6年度（2024年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）施設利用人数

| 茶室名 | 件数 | 利用者数（人） |
|----------------|-----|---------|
| 不言居（ふげんきょ） | 76 | 1,126 |
| 山雲軒（さんうんけん） | 40 | 648 |
| 海月庵10畳（かいげつあん） | 173 | 1,691 |
| 海月庵8畳A（かいげつあん） | 223 | 1,756 |
| 海月庵8畳B（かいげつあん） | 160 | 1,545 |
| 合計 | 672 | 6,766 |

(5) 経営成績

令和6年度（2024年度）の管理経費の収支状況は次のとおりである。

（熊本市中央公民館分を含む。）

令和6年度（2024年度）管理経費の収支報告書

（税込、単位：円）

| 項 目 | 金 額 | 説 明 |
|--------------|-------------|--------------------------|
| 収入合計 (A) | 111,602,273 | |
| 指定管理料 | 104,676,000 | |
| 参加料 | 6,806,760 | 講座参加費他 |
| その他 | 119,513 | コピー代・企業協賛金・自動販売機 電気代他 |
| 支出合計 (B) | 111,689,271 | |
| 人件費 | 60,288,955 | 職員給料・福利厚生費他 |
| 管理費 | 31,559,380 | 光熱水費・役務費・業務委託費他 |
| 事業費 | 13,570,737 | 報償費・広報費他 |
| 事務費 | 3,506,380 | 消耗品費・顧問料・事務用品他 |
| 一般管理費 | 2,763,819 | |
| 収支 (A) - (B) | △86,998 | |

管理運営における収入額合計は111,602,273円であり、指定管理料104,676,000円が主な収入となっている。

支出額合計は111,689,271円であり、主な支出は人件費60,288,955円、管理費31,559,380円、事業費13,570,737円、事務費3,506,380円、一般管理費2,763,819円となっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は△86,998円となっている。

(6) 監査の結果

熊本市中央公民館及び白川公園の管理運営に関する決算係数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その係数はおおむね正確であると認められ、白川公園内複合施設等（白川公園及び熊本市中央公民館）の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営が実施されていた。

しかしながら、「8 熊本市中央公民館、(6) 監査の結果」に記載した事項が見受けられたので改善に努められたい。

8 熊本市中央公民館

(1) 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日～令和11年（2029年）3月31日

(2) 指定管理料（白川公園分を含む。）

指定管理期間契約総額 523,380,000円

令和6年度（2024年度）支払総額 104,676,000円

(3) 施設の概要

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市中央区草葉町5番1号

敷地面積 2,670㎡

建物概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上7階建

延床面積 2,286.35㎡

公民館部分 1,065.39㎡

老人福祉センター機能部分 139.84㎡

共用部分 929.43㎡

民間商業テナント部分 151.69㎡

施設概要 公民館機能

授乳室

ロビーホワイエ

大会議室1（集会室）

大会議室2（軽運動・音楽室）

大会議室3

中会議室1（教養娯楽室）

中会議室2（和茶室）

中会議室3・4

小会議室

図書室

料理実習室

ホール

老人福祉センター機能

シャワー室、更衣室

トレーニング室

相談室

共用部分

倉庫、清掃員控室

事務室

デッキテラス 他

| | |
|----------|-------------------------------------|
| テナントスペース | 民間商業施設（物販、軽食） 荷捌き場 |
| 駐車・駐輪場 | 自動車47台（障がい者用2台を含む。） 自転車20台・バイク5台 |

イ 開館時間及び休館日

| | |
|---------|---|
| 開館時間 | 熊本市中央公民館 午前8時30分から午後10時まで |
| 図書室 | 火曜から土曜 午前9時30分から午後8時まで 日曜・休日 午前9時30分から午後6時まで |
| トレーニング室 | 午前9時から午後9時まで |
| 料理実習室 | 午前9時から午後10時まで |

| | |
|-----|---|
| 休館日 | (ア) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (イ) 12月29日から翌年1月3日まで (ウ) 特別整理日（公民館図書室）年5日以内 (エ) 教育委員会が必要と認めるとき |
|-----|---|

(4) 施設の利用状況

令和6年度（2024年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）施設利用人数

| 項目 | 利用者数（人） |
|---------|---------|
| 公民館 | 67,645 |
| 図書室 | 21,164 |
| トレーニング室 | 8,235 |
| 白川公園茶室 | 6,766 |
| 合計 | 103,810 |

令和6年度（2024年度）老人福祉センター機能部分利用人数

| 項目 | 利用者数（人） |
|--------------|---------|
| 中会議室1（教養娯楽室） | 2,512 |
| 大会議室1（集会室） | 571 |
| 合計 | 3,083 |

令和6年度（2024年度）貸館稼働状況

| 項目 | 利用人数（人） |
|----------------|---------|
| 大会議室1（集会室） | 3,352 |
| 調理実習室 | 1,455 |
| 大会議室2（軽運動・音楽室） | 8,920 |
| 中会議室2（和茶室） | 3,287 |
| 中会議室3 | 8,682 |
| 中会議室4 | 5,627 |
| 大会議室3 | 11,987 |
| 小会議室 | 5,045 |
| ホール | 19,290 |
| 合計 | 67,645 |

(5) 経営成績

令和6年度（2024年度）の管理経費の収支状況は「7 白川公園」を参照。

(6) 監査の結果

熊本市中央公民館及び白川公園の管理運営に関する決算係数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その係数はおおむね正確であると認められ、白川公園内複合施設等（熊本市中央公民館及び白川公園）の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営が実施されていた。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項1】 共同企業体内の業務委託費の計上について

白川公園内複合施設等管理業務仕様書において、収支報告書には共同企業体の各構成員が管理運営業務のために実際に支出した経費を記載することとされている。しかし、令和6年度（2024年度）収支報告書に記載されている共同企業体からその構成員への業務委託費4,792,220円が、実際に支出した経費であるか確認できなかった。

特に、A社への公民館業務委託費285万円は、公民館行事開催等のため配分された経費であり、分配金に相当するものであった。また、B社への複合施設業務委託費120万円は、共同企業体内の連絡調整を行う職員の人件費等として計上されており、

実際に支出された経費ではなかった。

収支報告書は、施設経営が安定的であること等を確認するための重要な資料であることから、仕様書に従い、適切に作成されたい。

共同企業体内の業務委託費

| 事 項 | 委託先 | 金額 (円) |
|-----------|-----|-----------|
| 公民館業務委託費 | A 社 | 2,850,000 |
| 複合施設業務委託費 | B 社 | 1,200,000 |
| 業務委託管理費 | B 社 | 94,352 |
| 業務委託管理費 | C 社 | 147,318 |
| 諸経費 | B 社 | 500,550 |
| 合 計 | | 4,792,220 |

【指摘事項2】 行政財産使用許可の条件に反する自動販売機等の設置について

中央公民館東側の土地（170.73㎡）は、指定管理者が運営する店舗の荷さばき場として、市から行政財産の使用が許可されているが、ここに冷凍食品及び清涼飲料水の自動販売機（以下「自販機」という。）が設置されていた。これらの自販機の設置者は、指定管理者から有償で設置が認められた者であった。

<設置物>

自販機6台（豚足、ホルモン、スープ、つくね、氷菓子、清涼飲料水を販売）、看板1枚、自販機用テント1張、電柱1本、地下埋設ケーブル1本

当該土地は荷さばき場として行政財産使用を許可されており、自販機設置は許可されていない。また、許可条件として土地の転貸が禁止されているが、これに明らかに違反している。所管課は、現況が許可条件に適合していないにもかかわらず、毎年度、土地の使用許可を更新していたものである。

指定管理者は許可条件に違反した不適切な現況を直ちに是正するとともに、所管課は違反の再発防止に向けた措置を講じられたい。

9 熊本市川尻公会堂

(1) 指定の期間

令和5年（2023年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日

(2) 指定管理料

指定管理期間契約総額 8,700,000円

令和6年度（2024年度）支払総額 2,900,000円

(3) 施設の概要

ア 管理運営を行う施設

所在地 熊本市南区川尻4丁目8番25号

敷地面積 2,905.13㎡

建物概要 構造 木造平屋建

延床面積 430.05㎡

施設概要 大広間、和室、調理室、事務室等

イ 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日 (ア) 火曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

(エ) 市長が必要と認めるとき

(4) 施設の利用状況

令和6年度（2024年度）の施設の利用状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）部屋別利用日数

（単位：日）

| 項目 | 使用時間 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 |
|-----|------------|----------------|------------------|-------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで |
| 和室 | | 176 | 143 | 11 |
| 調理室 | | 30 | 26 | 1 |
| 大広間 | | 77 | 59 | 81 |
| 合計 | | 283 | 228 | 93 |

令和6年度（2024年度）内容別利用状況

| 事業内容 | 件数 | 利用者数（人） |
|---------|-----|---------|
| 地域づくり活動 | 215 | 5,073 |
| 地域福祉活動 | 11 | 461 |
| 趣味・教養活動 | 372 | 3,671 |
| その他（落語） | 2 | 19 |

(5) 経営成績

令和6年度（2024年度）の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和6年度（2024年度）管理経費の収支報告書

（単位：円）

| 項目 | 金額 | 説明 |
|-----------|-----------|-------------------------|
| 収入合計（A） | 4,642,782 | |
| 指定管理料 | 2,900,000 | |
| 利用料金 | 734,630 | |
| 寄付金等 | 50,000 | 川尻精霊流し実行委員会 |
| その他 | 958,152 | 支援金他 |
| 支出合計（B） | 4,352,750 | |
| 人件費 | 3,259,020 | 職員給料 |
| 光熱水費 | 362,106 | |
| 事務費 | 378,992 | 消耗品他 |
| その他 | 352,632 | 修繕費、通信費、川尻をどり・精霊流し等事業費他 |
| 収支（A）－（B） | 290,032 | |

管理運営における収入額合計は4,642,782円であり、指定管理料2,900,000円が主な収入となっている。

支出額合計は4,352,750円であり、主な支出は人件費3,259,020円、光熱水費362,106円、事務費378,992円、その他の経費352,632円となっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は290,032円となっている。

(6) 監査の結果

熊本市川尻公会堂の管理運営に関する決算係数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その係数は正確であると認められ、熊本市川尻公会堂の管理運営に

関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営が実施されていた。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】 不適切な開館時間の変更について

熊本市川尻公会堂（以下「公会堂」という。）の開館時間は、公会堂条例施行規則第2条第1項において、午前9時から午後10時までとし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができること定められている。

ところが、午後5時以降に使用予定がない場合は閉館されており、これに係る市長の承認を得ていなかった。

なお、指定管理料の算定において、開館時間は年間4,004時間（13時間×308日）として人件費が計上されているが、令和6年度の実績は2,965時間であり、算定の74.1%であった。

公会堂運営委員会が承認手続を経ずに開館時間を変更したこと、所管課が変更の必要性や妥当性を検討せず、黙認したことは不適切であった。

また、これにより、公会堂の管理運営に関する協定第9条第1号に定められた開館時間の条件を満たさず、指定管理料の算定と実績に著しい乖離が生じたことから、同協定第34条（協定外の事項）に基づき、市と公会堂運営委員会は、開館していない時間の人件費の取扱いを協議されたい。

